

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 9 月 18 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に詳細計画策定にかかる業務） （ビジネス開発サービスに関連する調査、業務経験があることが望ましい）
対象国及び類似地域	エジプト及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エジプトは人口1億1,653万人を有する（2024年世界銀行）アフリカ有数の経済大国である。同国民間企業のうち約90%を中小零細企業（以下、「MSMEs」。）が占めており、GDPの約43%、雇用の約75%を担うなど、同国経済の中核的な存在となっている（2024年エジプト中小企業零細庁：MSMEDA）。一方で、特に工業系のMSMEsにおいて、競争力や持続性に課題があり、産業競争力強化に向けたMSMEsの生産性向上や品質管理能力の強化が重要な政策課題とされているものの、MSMEsのビジネス開発サービス（BDS）へのアクセスは限定的となっている。

こうした背景の中、エジプト政府は、国家戦略「Egypt Vision 2030」等において、MSMEs支援を重要施策の一つとして位置づけており、中小零細企業開発庁（Micro, Small and Medium Enterprises Development Agency。以下、「MSMEDA」。）を同支援の中心的国家機関としている。MSMEDAは「Egypt Vision 2030」の実現に向けたMSMEs支援の戦略「Strategic, and Market-Oriented Business development Services」を策定し、MSMEsの成長を支えるBDS市場を発展させる持続可能な支援エコシステムを構築することを目指している。

本プロジェクトは、実施機関及び関係機関等のBDSの提供・調整能力の強化等を行うことにより、MSMEsの競争力と持続性の向上を図ることで、エジプトの持続可能な経済成長を目指し要請されたものである。

本詳細計画策定調査では、「ビジネス開発サービスの強化を通じた中小零細企業競争力向上プロジェクト」（2024年4月～2026年6月）の成果を踏まえ、関係諸機関の能力及び役割分担の確認、並びにパイロット地域及び対象セクターの選定を含むプロジェクトの枠組みと支援内容を検討するための必要な情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について関係機関等と確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全ての工程は、ビジネス開発サービスの促進及びジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026年10月中旬～2026年12月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題・気候変動対策・ジェンダー平等に関する取り組みを把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 本業務の遂行にあたって必要なエジプト側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。なお、質問票を事前にエジプト側に配布する場合には、JICA経済開発部と相談の上、JICAエジプト事務所を通じて配布する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026年12月上旬～2026年12月下旬）

- ① JICAエジプト事務所等との打合せに参加する。
- ② エジプト側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア）要請背景・内容（要請書においては多くの取組み課題が記載され

ていることから、中小零細企業開発庁(MSMEDA)が本プロジェクトにおいて目指す内容について、具体的な内容と課題間の優先順位を明確化する)

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a) 実施機関 (MSMEDA: 中小零細企業開発庁)

(i) 所掌業務、組織体制、根拠法

(ii) 人員体制

(iii) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(iv) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(v) ビジネス開発サービスの実施体制

(vi) ビジネス開発サービスの提供内容と実績 (提供件数等)

(vii) ビジネス開発サービス戦略とアクションプランの実施状況

(viii) 現在実施されている及び実施予定のビジネス開発サービスに関する他ドナーの協力

(ix) 金融部門との連携事例の収集

(x) 本プロジェクトで能力向上の対象になることが想定される人材のリストアップ

(b) 関連機関 (中小零細企業開発庁がファシリテートする予定のBDSプロバイダー)

(i) 各組織のリストアップ (所掌業務、組織体制、根拠法)

(ii) 各組織のビジネス開発サービスを提供する人員体制

(iii) 各組織と中小零細企業開発庁との役割分担、連絡調整体制

(iv) 各組織の予算規模、ビジネス開発サービスの予算とその獲得方法

(v) 各組織のビジネス開発サービスの提供内容と実績

(vi) 各組織に属する、本プロジェクトで能力向上の対象になることが想定される、ビジネス開発サービス提供人材のリストアップ

(c) ビジネス開発サービスの対象となる企業

(i) 本プロジェクトの対象となる企業の事例 (サンプル) の収集 (中小零細企業開発庁及び関連機関から情報を入手する)

(ii) サンプル企業への訪問調査、ビジネス開発サービスのニーズ調査

(iii) 本プロジェクトで提供する可能性のあるビジネス開発サービスの

検討

- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（GiZ、ILO、EU、世界銀行、UNIDO、UNDP等）の活動動向、連携の可能性
- オ) ジェンダー視点に立った情報収集及び分析（女性が所有・経営するMSMEsのBDS利用状況及び利用上の課題・障壁等）
- カ) オ) の分析により把握したジェンダー課題を踏まえた取組及び指標案の提案。

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAエジプト事務所等に報告する。

（3）整理業務（2026年12月下旬～2027年1月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイド

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

ライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2027年1月29日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年12月4日(金)～12月26日(土)を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。(JICA調査団員の調査期間は12月12日～12月26日を想定)。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

・ジェンダーに係る詳細計画策定調査での調査項目案

② 本業務に関連する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・エジプト国 ビジネス開発サービスの強化を通じた中小零細企業競争力向上プロジェクト(QCBS)事業完了報告書

[12396115.pdf](#)

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と

緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上